

ラオスにおける経営不振金融機関に対する初動措置について

2022 年 8 月 26 日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

7月に「マイクロファイナンス機関に関する首相令（詳細は、2022年7月18日発行[ニュースレター](#)をご参照ください）」が施行されました。ラオス中央銀行（以下、中銀）が発動する経営不振の金融機関に対する初動措置について、商業銀行法に規定がありますが、マイクロファイナンス業も含めその他の金融機関に対しても、よりの確に実施する必要があるため、2022年5月16日付で中銀より、「金融機関に対する初動措置に関する中銀総裁の合意（以下、合意）」が発行されました。合意の対象となる金融機関は、商業銀行、預金型マイクロファイナンス機関及び貯蓄信用組合¹です（合意第3条）。今回は、最も経営不振に陥っている金融機関に対する中銀の初動措置を中心に解説いたします。



2. 経営不振金融機関とは

中銀は、独自の方法により、金融機関の財政状況や経営状況を継続的にモニタリング、評価等を行い、定期的に金融機関の経営不振の程度を以下の3レベルにあてはめ、段階をつけています（合意第6条）。

レベル1：経営不振の兆候あり

レベル2：経営不振状態

レベル3：経営破綻状態

金融機関の状態がどのレベルに該当するかを判断するための材料（以下、判断項目）については、合意の第9条から11条に規定されています。レベルごとに多数の判断項目があり、1つでも該当する場合、そのレベルが付されるしくみになっています。

例えば、次の判断項目の一つでも該当する金融機関は、最も経営状況が悪化している（レベル3）と評価されます（合意第11条）。

(1) 経営リスク又は内部統制の不備又は内部監査・会計の不備による財務状況の安全性へ悪影響又は債務の返済しきれない財務状況により、根本的に解決をしない限りさらに問題が発生し状態が悪化する状況

¹ 貯蓄信用組合事業については、2021年12月27日発行[ニュースレター](#)をご参照ください

- (2) 安全性確保のために、中銀の指導にかかわらず、問題解決に成功していない状況
- (3) 中銀が規定する自己資本比率を 25%~50%を下回る状況
- (4) 中銀が規定する不良債権比率よりも高く推移している状況
- (5) 当座比率が低く、債務返済能力がなく、預金者への支払いができず、状況を改善するために、恒常的に中銀より借り入れる必要がある状況
- (6) 2年以上、恒常的な赤字が続き、財務状況が悪化している状況

3. 中銀によるレベル3に対する初動措置について

レベル3に対する初動措置は、中銀の判断により、以下の項目及びレベル2に対する初動措置項目（合意第13条）の中から、いくつかの措置が講じられることとなります（合意第14条）。レベル3に対する初動措置は、全部で10項目ありますが、そのいくつかを例示します。

- 1) 事業活動範囲の制限
- 2) 大株主の権限の制限又は大株主の入れ替え禁止又は経営権を有している株主の入れ替え禁止
- 3) 経営権、幹部及び経営陣の刷新、リスクマネジメントの構築又は新しいパートナー探し
- 4) 中銀の許可なしに財産を売却することの禁止
- 5) 増資が実行できず、自己資本比率がさらに低下した場合の追加措置の検討等

4. 初動措置実行の中銀による手続き

中銀は、金融機関に対して経営不振度のレベル、不備項目及び講じる初動措置とともに、金経営改善計画を立てるように文書にて通知します。金融機関は、中銀より通知を受け取ってから10日以内に経営改善計画書を提出する必要があります（合意第15条）。経営改善計画書は、金融機関の取締役会の承認が必要であり、外国資本の銀行の支店については、親会社の権限者による承認が必要となります（合意第16条）。

経営改善が計画通りに実施できず、経営不振度が改善されない場合は、中銀は破綻に陥った金融機関の経営改善規定に従って立て直しを図ることを検討します（合意第17条）

以上

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野里美）

One Asia Lawyers Group は、10 年以上に渡り、アジア各地において数多くの金融機関、ノンバンクや保険関連事業者の進出、M&A、ライセンス取得や新規事業の展開などに携わってきた知見と実績があります。例えば、タイのファイナンス・リース会社の設立や運営支援、ラオスにおける販売金融会社の総合的なコンプライアンス体制の支援、カンボジアにおける保険販売ライセンスの取得、マイクロファイナンスの M&A、ミャンマーにおける金融機関のガバナンス支援、新規事業についてのスキーム検討、そして新興アジアでの債権回収対応等を支援してきました。



One Asia Lawyers では、新興アジア各国での金融業・保険業の進出プロジェクト、M&A、ライセンス取得、ガバナンス支援や債権回収など、現地における法令の専門知識及び実務における知見をもとに、総合的なリーガルアドバイスを提供いたします。

<吉田重規弁護士>

One Asia Lawyers Group の新興国ファイナンスプラクティスチームリーダーの吉田重規弁護士は、カンボジア等の新興アジアを中心に、金融機関に関する M&A・事業譲渡・商事仲裁・債権回収、各種金融機関の顧問対応などの実績があり、現地の実務を踏まえたリーガルサポートを提供することが可能です。

<新興国ファイナンスプラクティスチームに関するお問い合わせ先>

弁護士法人 One Asia （担当：吉田）

shigeki.yoshida@oneasia.legal



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。